どうなる? 消費税増税と住宅ローン

土地に消費税は課税されない

消費税は現在5%ですが、来年の平成26年4 月から8%、27年10月からは10%に増税される 予定です。この消費税増税の影響を大きく受ける のがマイホームの購入資金です。例えばマイホー ムが2000万円の場合、消費税が5%なら100万 円ですが、8%なら160万円で60万円の負担増 に、10%なら200万円で100万円の負担増にな ります。

しかし、意外に知られていないのは、土地には消 費税は課税されないということです。つまり、マイ ホームの購入金額が3000万円でも、その内土地 代金が1000万円なら、消費税が増税になるのは、 建物の部分の2000万円です。

住宅ローン減税額を拡大

消費税アップの影響が大きいマイホームにつ いては、住宅ローンを利用して購入する人への救 済措置として、平成25年度の税制改正(案)では、 消費税が5%から8%にアップする平成26年4月 以降、住宅ローン減税額が拡大される予定です。

住宅ローン減税とは、住宅ローンを利用してマ イホームを取得する場合、年末のローン残高に応 じた控除額を限度に、納める税金(所得税と金額 によっては住民税も)が少なくなるというものです。 実は住宅ローン減税は、居住する年が平成25年 12月末までの今年で終了することになっていまし た。今回の税制改正では、図のように、居住年が平 成26年1月から3月までは平成25年と同じ減税 額で延長し、消費税が8%にアップする平成26年 4月からその後10%にアップ後の平成29年12 月末まで延長&拡大されます。

住宅の種類によって異なる

住宅ローン減税の控除額は、今年一般住宅の

一般の住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	各年の控除 限度額	最大控除額
平成26年 1月~3月	2000万円	1.0%	20万円	200万円
平成26年4月~ 平成29年12月	4000万円	1.0%	40万円	400万円

●認定住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	各年の控除 限度額	最大控除額		
平成26年 1月~3月	3000万円	1.0%	30万円	300万円		
平成26年4月~ 平成29年12月	5000万円	1.0%	50万円	500万円		

場合、年末の住宅ローン残高が2000万円以下 に対し毎年1%の控除額を10年間(最大控除額 200万円)、認定住宅(長期優良住宅や認定省エ ネルギー住宅)の場合、3000万円以下に対して 最大控除額300万円でしたが、消費税が8%に アップする平成26年4月からは、一般住宅の場合、 年末の住宅ローン残高が4000万円以下に対し て1%(最大控除額400万円)に、認定住宅(長期 優良住宅や認定低炭素住宅)の場合、5000万円 以下(最大控除額500万円)に拡大されます。た だし、実際に税金が戻ってくる金額は、納めた税金 分です(納めた税金以上になることも今回検討さ れているようですが)。

住宅ローンを利用する場合、購入時期によって 消費税や住宅ローン控除でソン・トクがあるでしょ うが、それ以上に気になるのは、やはり住宅ローン

金利の動向です。なお、消費税 増税に際し、注文住宅の場合 に限り、請負契約が平成25年 9月30日までに完了していれ ば、引き渡し時期に関わらず消 費税は5%となるようです。



暮らしのマネープラン相談ヤンター・所長 サーティファイドファイナンシャルプランナー





SBI証券のEXPRESSに

開設はこちら



FPサポート研究所



等らしと財産を守るバートナー

金沢市此花町3-2ライブ1ビル1F ☎076-232-2038







▶株式会社エフピーサポート研究所(金融商品仲か) 者)登録番号:北陸財務局長(金仲)第2号 は、所属金融商品取引業者の代理権は有しておりま ●当社は、金融商品仲介業に関して、お客様 から直接、金銭や有価証券のお預かりをする。 りません。 ●所属金融商品取引業者 株式会社SBI 証券 登録番号:関東財務局長(金商)第44号 ●加入 協会:日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会